

宇治市工事成績活用基準

令和8年4月1日改定

(趣旨)

第1条 この基準は、宇治市建設工事の参加資格者名簿登録業者（以下「業者」という。）を対象に、業者の技術力の向上並びに公共工事の品質の向上に繋がることを目的とし、宇治市請負工事成績評定要領（平成12年4月1日施行。以下「要領」という。）に規定する工事成績採点の評定結果に基づき、入札参加優遇措置又は入札参加制限措置を行う場合の基準を定める。

(対象工事)

第2条 この基準の対象となる工事は、請負金額が100万円を超える工事とする。ただし、解体工事、浚渫工事、単価契約工事を除く。

(入札参加優遇措置)

第3条 工事成績が一定水準以上の優良業者を参加対象とした入札を実施することとする。実施工事及び次の各号に掲げる評定点を付与されたものより参加資格を業者選定委員会において決定する。ただし参加資格を決定する場合には参加資格に該当するものを概ね7者以上確保することを原則とする。また、本件に係る参加対象業者の選定については、各対象業者の有効かつ最新の当該年度における5月1日時点の経営事項審査結果通知書の総合評定値にて決定するものとする。

- (1) 実施工事種別において当該年度を除く過去3年間に評定点78点以上を付与された市内業者（本店を本市内に有するもの）。ただし、令和5年度から令和7年度に契約締結した工事については、評定点74点以上を、令和4年度以前に契約締結した工事については、評定点72点以上を付与されたものとする。
 - (2) (1)に規定したもののうち、全ての工事種別において当該年度を含む過去2年間に評定点65点未満を付与されたもの及び当該年度を含む過去2年間に宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の指名停止措置（入札等に関する不適切な行為における「正当な理由無く入札に参加せず」を除く。）を受けたものを除く。
 - (3) (1)に規定したもののうち、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準で定める新規登録業者及び新規参入業者を除く。
- 2 前項の選定にあたっては、共同企業体により付与された点数は、対象としない。

附 則

この基準は、平成18年度工事成績採点の評定結果より施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年11月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月13日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。